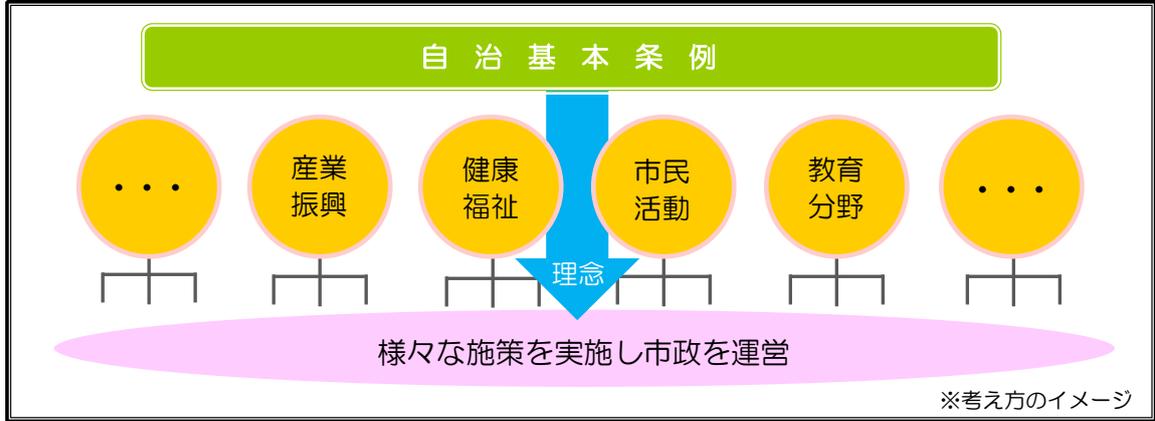


# 〇前回までを振り返って

## 1 自治基本条例

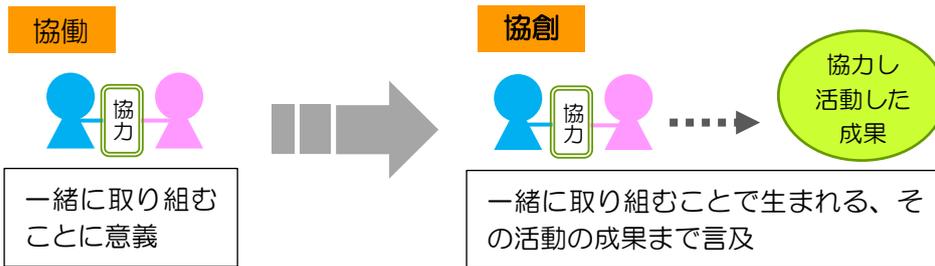


市政運営に当たっては、最も尊重すべき規範として自治基本条例の趣旨を生かしていくよう定められています。

## 2 「協働」→「協創」に

### 【協働と協創の違い】

協働	複数の主体が（市民等、市、議会）、	協創
	それぞれの責務及び役割を自覚し、	
	ともに協力し、ともに活動すること	
	で、新しい価値を創出すること	



自治基本条例の制定から10年が経過し、協働については、一定の理解・実践が進んでいるものと考えます。そのため、協働を一步先に進めて、ともに協力しともに活動した成果までを含む「協創」の考え方を、条例に取り入れてはどうかと考えています。現在でも、協働の結果としてまちに良い影響が生まれる事例は、様々な場面で見られるものと思いますが、そのことをより実情に沿った形の表現に改めるものです。

### 3 「市民」及び「市民等」の使い分け

#### 【用語の定義】

用語	現行条例	見直し案
市民	市内に住所を有する者	変更なし
市民等	市民及び市内に住所を有しない者 で市内に勤務し、又は通学するもの 及び市内に事業所を有するものそ の他市内で公共的な活動を行う団 体	市民及び市内に住所を有しない者 で市内に勤務し、又は通学するもの 及び本市のまちづくりに参加する もの並びに市内に事業所を有する もの及び市外に事業所を有する者 で本市のまちづくりに参加するも のその他市内で公共的な活動を行 う団体



#### (市民等の構成内容)

市民等	現行条例					見直し案						
	市内			市外		市内			市外			
	市民	事業所	団体	通勤者	通学者	市民	事業所	団体	通勤者	通学者	個人関係者	企業関係者
	5主体					7主体						

※関係者＝まちづくりに参加するものを指します。

見直し案においては、市民等を構成する者として、市外の関係者が加わることとなります。

<個人関係者：スマイルプランナーなど>

<企業関係者：指定管理者、官民連携関係企業など>

#### 【用語の使い分け】

用語	使い分けの基準	関係条文
市民	・選挙権、住民投票権など市民だからこそ持つ権利に関 連した条文	第9条、23条、 31条など
市民等	・内容が市民の持つ権利に限定されない条文	第19条、29 条など

「市民等」に市外の関係者を加えたとしても、用語の使い分けの基準に影響を及ぼすものではないと考えます。策定時の検討内容も尊重し、「市民等」の記載が及び範囲については、現行の条文から変えないままとしています。

#### 4 第8条関連

##### 【事務局提案】

現行条例	見直し案
第8条 20歳未満の青少年は、その人権が尊重されるとともに、年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有します。	第8条 18歳未満の青少年は、その人権が尊重されるとともに、年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有します。

令和4年4月からの民法改正に伴い、年齢要件の引き下げを見直し案として提示しています。

##### 【前回会議での意見】

- ・「年齢に応じて」という表現があることで、年齢により制限があるといった印象を受けてしまうため、削除又は表現を改めてはどうか
- ・成人であっても、一定の能力や諸条件に応じてまちづくりに参加するものであり、あえて青少年にのみ「年齢に応じて」とする必要はあまりないのでは
- ・この条文がなくても、青少年の権利はこの条例の中にあると思うが、その権利を明確にしたいという意思があって第8条が設けられており、条文を設けた意図は十分に分かる
- ・条例中の市民というくくりの全てに、青少年が含まれるかどうか不確かであった際に、青少年にも年齢の幅がある中、子どもの年齢に応じた権利の記載はあった方がよい

##### 【事務局の考え方】

本条文の趣旨は、青少年にまちづくりに参加してもらうに当たり、大人を含めてそのことを共通理解として認識し、受け入れる環境を整えるための原則を明文化することにあると考えています。また、自治基本条例の見直しは、社会情勢に即して行われるものといった理解に立つことから、民法改正に伴う年齢要件以外については、元々の条文を見直す必要性までは感じていません。

#### 5 「市民が主役のまちづくり」→「誰もが主役のまちづくり」に

##### 【見直しの意図】

本市では、自治基本条例に基づき「市民が主役のまちづくり」の実現に向け、広く市民の声を聞き、市民の市制参画を促す取組を行ってきました。

近年、社会情勢の変化に伴い、これまでの「協働と参画」を一歩先に進め、市民だけでなく地域や団体、学校、企業など、多様な担い手が主体的に行動し、協力してまちづくりを考える「協創によるまちづくり」の推進に至るに当たって、理念としては、「市民」だけでなくその他の主体までを広く包含する「誰もが」という表現が適切であろうと考え、より広くまちづくりの主体を表現するために、このたびの見直しを検討することとしました。